旅券事務の概要

I 旅券事務の権限移譲について

- 1 権限移譲される事務
- (1) 旅券発給申請の受理・審査・交付
- (2) 旅券訂正申請の受理・審査・交付
- (3) 旅券の紛失・焼失届の受理・審査
- (4) 旅券査証欄増補申請の受理・審査・交付
- (5) 返納すべき旅券の受理・消印・還付

2 権限移譲(業務開始)の時期

平成25年11月5日(火)

3 権限移譲の状況

既移譲 : 31自治体平成25年度移譲:11自治体

県パスポートセンター設置:5自治体

未移譲 : 16自治体

4 申請・交付の時間

- (1) 申請 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分まで
- (2) 交付 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで、及び土曜日の午前8時30分から正午まで(祝祭日・年末年始除く)

5 申請交付見込み数

2, 400件/年(H19~H24年度実績による)端数については切り上げ

6 旅券事務を行うにあたり求められている事項

(1) 適正な事務処理

申請内容の審査や交付時の確認における適正な処理

- (3) 不正取得防止対策

成りすまし等の不正取得に対する適正な防止対策

【埼玉県の指導:防犯カメラを設置することが望ましい】

Ⅱ 防犯カメラの設置(不正取得防止対策)について

1 防犯カメラの設置根拠

旅券法・施行令及び埼玉県の条例・規則などには、防犯カメラ等の設置根拠はない。

2 なりすましによる不正取得事案数

(把握できた件数)

年	16~18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
件数 (冊)	50~60	1 1 2	1 1 2	8 7	8 6	4 3	2 6

[※]平成24年埼玉県内では、なりすまし2件、虚偽申請2件あり。

3 予定する防犯カメラの性能

- (1)屋内天井取付ドーム型カメラ カラー、38万画素以上、角度調整が可能範囲な (レンズー体) もの
- (2) 記 録 ハードディスク 500GB以上(6カ月保存可能)

4 既移譲自治体の防犯カメラの設置状況

市町村名	加須市	久喜市	行田市	三郷市	松伏町	吉川市
事務開始	H24.6	H24.6	H24.10	H25.6	H25.10	H25.10
防犯カメラ	設置	設置	設置	設置	設置	設置
保存期間	約半年	6 か月	1年間	最低2週間	3 か月	3か月
規則等	なし	要領	要綱	要領	運用基準	運用基準

5 パスポートセンターの防犯カメラの設置状況

センターにより防犯カメラの仕様が違うが、画像の記録期間は1カ月以上としている。

6 防犯カメラ設置に関する要綱・要領の骨子(見込み)

- (1)設置目的
- ・旅券不正取得防止のため
- (2) 設置場所
- 市民課旅券申請・交付窓口に設置
- ・カメラ作動中の表示をする
- (3) 管理責任者
- 管理責任者を設置する
 - ・画像の漏えい、滅失、毀損の防止及びカメラ等の適正な維持管理 を行う
- (4) 画像の記録期間・6か月の記録を保存
- (5) 画像の利用・警察等への通報及び不正受給者の発見・防止にのみ利用する
- (6) 画像の提供・犯罪解決に必要がある場合は警察等に提供する
 - ・提供にあたっては申請し、許可が必要

Ⅲ 防犯カメラの考え方について(国立国会図書館調査及び立法考査局資料より)

1 防犯カメラ設置の目的と効果

- (1)目的 犯罪抑止と犯罪解決(捜査支援)
- (2) 効果 犯罪の減少

2 監視、画像の録画による権利侵害

- (1) 肖像権の侵害 承諾なしに容貌・姿態を撮影されない自由が侵害される
- (2) プライバシーの侵害 不当不必要な監視や録画はプライバシーが侵害される
- (3)表現の自由の侵害 始終監視し威圧的効果を及ぼすことで表現の自由が侵害される

3 防犯カメラの是非

- (1) 反対論 監視によって、市民の行動や生活が日常的にさらされてしまう。
- (2) 賛成論 必要な場所に設置することは、市民生活を侵害するものでなく守るもの であり、犯罪にあわない権利を守るのは、国や自治体の責務である。

4 防犯カメラに関する規制の考え

- (1) 設置要件 ①目的が正当であること
 - ②客観的かつ具体的な必要性があること
 - ③設置状況が妥当であること
 - ④設置及び利用による効果があること
 - ⑤使用方法が妥当であること
- (2) 犯罪発生の可能性 犯罪発生の可能性が具体的にあるのか否か。また、犯罪発生 のリスクがあるということで足りるのか否か。
- (3)録画 反対論:安全を害する恐れも小さく、無限定に録画をすることは、特段の 事情がない限り犯罪予防目的での録画は許されない。

賛成論:録画により検挙され、犯罪を抑止する効果が高まるので、犯罪を 捜査機関が認知するまでの一定期間に限り、データの保存は防犯の 観点から不可欠。

5 防犯カメラの考え方のまとめ

防犯カメラの普及の背景には、治安の悪化と防犯カメラの有効性があったと考えられるが、最終的に国民(市民)が求めているものは「安全と安心」である、ということが言える。

技術の進展によりカメラシステムの性能は向上し、今後も活用の場は増加していくと考えられるが、これらの活用には、人権を最大限尊重しつつ、国民(市民)の安全・安心の確保が求められている。防犯カメラについては設置運用が拡大する中で、干渉の最小化、個人情報の保護・管理の徹底、効果的運用が図られることが期待されている。

Ⅳ 参考(旅券法)

(罰則)

- **第二十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下 の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 この法律に基づく申請又は請求に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正 の行為によつて当該申請又は請求に係る旅券又は渡航書の交付を受けた者
 - 二 他人名義の旅券又は渡航書を行使した者
 - 三 行使の目的をもつて、自己名義の旅券又は渡航書を他人に譲り渡し、又は貸与した 者
 - 四 行使の目的をもつて、他人名義の旅券又は渡航書を譲り渡し、若しくは貸与し、譲 り受け、若しくは借り受け、又は所持した者
 - 五 行使の目的をもつて、旅券又は渡航書として偽造された文書を譲り渡し、若しくは 貸与し、譲り受け、若しくは借り受け、又は所持した者
 - 六 第十九条第一項の規定により旅券の返納を命ぜられた場合において、同項に規定する期限内にこれを返納しなかつた者
 - 七 効力を失つた旅券又は渡航書を行使した者
- 2 営利の目的をもつて、前項第一号、第四号又は第五号の罪を犯した者は、七年以下の 懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 3 第一項(第四号及び第五号の所持に係る部分並びに第六号を除く。)及び前項(第一項第四号及び第五号の所持に係る部分を除く。)の未遂罪は、罰する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一一般旅券に記載された渡航先以外の地域に渡航した者
 - 二 渡航書に帰国の経由地が指定されている場合において、経由地以外の地域に渡航し た者